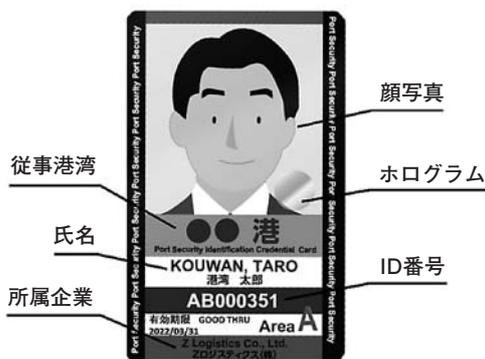


PS (Port Security) カード

PSカードとは

PSカードは国土交通省が発行する高度に偽造防止措置が施された身分証明書であって、国際埠頭施設に導入される出入管理情報システムを利用するために必要な全国共通のICカードです。PSカードの券面には使用者の顔写真、氏名、ID番号、所属事業所、従事港湾等が印字されています。PSカードにはICチップが内蔵されており、登録情報はPSカード表面に印字されるとともにICチップ内部にも電子的に保存されています。

PSカードのICチップの格納情報は暗号化されており、また、PSカードの表面にホログラム処理を施すことで偽造防止策が施されています。



有効期間：5年
使用料：1,800円＋税

概要

国際コンテナターミナル等の国際埠頭施設では国際船舶・港湾保安法に基づき、正当な理由なく立入ることを防止するために、三点確認（本人確認、所属確認及び目的確認）を実施する必要があります。

国土交通省は、この三点確認を確実に円滑に実施するためにPSカード及び出入管理情報システムを開発しました。

PSカードの券面には顔写真、所属企業、従事港湾または従事する施設が記載されており、顔写真によりカードに記載された本人であること、所属企業により所属、従事港湾や従事する施設により施設に入構する目的があることの確認を実施することができ、三点確認の確実な実施に資する者となっております。

さらに、上記の情報はPSカード内部のICチップに電子的に記録されており、出入管理情報システムが導入されている国内主要港のコンテナターミナルでは、PSカードのICチップを電子的に照合すること等により、三点確認を確実に円滑に実施することができる

ようになっております。

PSカードはその利便性から広く普及しており、出入管理情報システムを導入しているターミナルにおいては、入場するコンテナトラックドライバーの約96%が使用しております。

PSカードの発行要件とセキュリティ

PSカードは主にトラックドライバーや港湾運送事業者などコンテナターミナル等の国際埠頭施設に立ち入る蓋然性のある事業者に従事する者を発行の対象としておりますが、全ての事業者がPSカードを取得できるわけではありません。

PSカードは、コンプライアンスを満たす事業所を通して本人の身元が確認できる者に対して発行することとしております。

具体的には適切に事業許可を有しており、直近に行政処分を受けていないこと等が確認できた事業者に、一定期間以上の雇用関係又は指示命令関係があることが雇用保険の加入状況等から確認出来る者に対してのみPSカードを発行することとしております。

実際の手続きとしては、まず事業所から提出された申請書等について、前述のとおりコンプライアンスを満たす事業所であるか国が審査を行います。審査を通過した後、事業所はPSカード使用希望者からの申請をとりまとめた上で申請書を提出し、雇用状況等を国が審査し、通過した者にPSカードが発行されます。

こうした手続きとすることで、事業所を通じて身元確認ができる者のみに対してPSカードを発行することができ、保安水準の確保につながると考えています。

詳しい発行要件や手続きについてはPSカードのHPをご覧ください。

[URL] http://www.mlit.go.jp/kowan/ps_card.html

PSカードの普及促進

国土交通省は発行されたPSカードの有効性や、PSカード使用者の事業所等への所属関係の確認等、PSカードの確実な管理に努めており、国際埠頭施設における三点確認が適切に行われるよう取り組んでおります。

前述のとおりPSカードは国が審査を行った上で発行する高度な偽造防止策が施された身分証明書であることから、PSカードが普及すること自体が確実に円滑な港湾保安に資すると考えており、今後も出入管理情報システムの導入推進とあわせて、PSカードの普及促進に取り組んで行くことが大切です。